

第十二号議案

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者支援ハウス条例（平成十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六条第一項第一号及び第三項中「算定した」の下に「費用の」を加える。

第十四条（見出しを含む。）中「開館時間」を「開所時間」に改める。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の題名を改める改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。